

# 第一工科大学科学研究費不正防止計画

## 1 計画策定の趣旨

文部科学大臣から、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日決定。（平成26年2月18日改正））が公表され、その第3節で各研究機関に「不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定と実施」が要請された。

第一工科大学（以下「本学」という。）においても、科学研究費補助金等（以下「研究費」という。）の適正な執行を図るために、不正防止のための管理運営体制の整備や適切な執行のための相談窓口の設置、監査体制の強化などを内容とする不正防止計画を策定するとともに、その計画に基づき不正防止のための各種対策を適切に講じていくものとする。

## 2 方針

研究者等は、科研費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分認識し、科研費の公正かつ効率的に使用するとともに、研究においては不正使用・不正行為の防止を図る。不正使用及び不正行為の事実が確認された場合は、厳正に処分を実施する。

## 3 不正防止のための管理運営体制

### （1）責任体制

ア 最高管理責任者は、学長とし、大学全体を統括し、研究費の運営・管理について、最終責任を負うものとする。ただし、業務の一部を工学部長に委任することができる。その業務に関しては学長の指示による。

イ 統括管理責任者は、社会・地域連携センター長とし、研究費の運営・管理について大学全体を統括する実質的な責任と権限を負うものとする。

ウ コンプライアンス推進責任者は、各学科長、共通教育センター長、東京上野キャンパス長及び社会・地域連携センター担当課長とし、各学科等で監督する教職員等に対し、研究活動上の不正行為の防止に関し必要な教育指導を行うものとする。

社会・地域連携センター担当課長は、科研費の実質的な業務について、管理・運営を行う。

エ 最高管理責任者は、不正を防止し研究費の適正執行を図るためリーダー

ーシップを發揮し、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者の職責を十分に果たし適切な管理運営が行なわれるよう指導するものとする。

(2) 不正防止委員会 (防止計画推進部署)

ア 構成

委員長 事務長

委員 教授会で選任された教員及び事務職員

イ 任務

- a 大学全体の具体的な対策を策定・実施及び実施状況の確認
- b 不正防止計画の進捗管理
- c 不正発生時への対応
- d 通報受付窓口の設置
- e モニタリングの実施及びルール違反状況の把握

(3) 内部監査委員

ア 構成

委員長 最高管理責任者の指名する者

委員 教員及び事務職員 (外部有識者を含む。)

イ 任務

- a モニタリングの実施
- b ルールと運用実態の確認
- c リスクアプローチ監査の実施
- d 不正防止委員会との連携
- e 会計書類の監査の実施
- f 把握した不正発生要因に応じた監査計画の立案・見直しの実施

(4) 不正告発等の窓口の設置

本学における研究費の不正使用に関する通報、告発等 (以下、「通報等」という。) 及び学外からの通報等に対応するため、大学及び不正防止委員会に通報受付窓口を設置するものとする。

ア 本学内外からの通報受付窓口は、社会・地域連携センターに置く。通報方法は、口頭、電話、F a x、封書、電子メール等とする。

電 話 : 0 9 9 5 - 4 5 - 0 6 4 0

F a x : 0 9 9 5 - 4 7 - 2 0 8 3

受付時間 : 平日 0 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0

イ 不正防止委員会の通報受付窓口は、各委員とする。

- (5) 事務処理や使用に関するルール等の相談窓口の設置  
研究費担当（社会・地域連携センター）を使用等の相談窓口とする。
- (6) 告発者の保護  
本学の教職員（非常勤含む。）等及び学外の業者等から告発があった場合は、告発者を保護する。

#### 4 不正防止のための具体的対策

- (1) 公的資金の使用に係る遵守事項の周知徹底  
不正防止計画推進部署担当者は、学内諸規程及び公的資金に関する諸規定について、毎年、教職員等への説明会・研修会を定期的を開催するものとする。
- (2) 誓約書の提出  
不正防止のため、全ての教職員等は、誓約書を提出するものとする。
- (3) 厳正な処分の実施  
不正の事実が確認された場合は、学園及び学内の関連規程等に基づき、不正に関連した者に対して教授会に諮り、学長による厳正な処分等を行う。
- (4) 予算執行  
補助金・基金は、配分期間に応じ計画的に使用し年度末に集中しないようにする。  
補助金は、毎年度補助金の額を精算し、未使用分は返納する。研究費を次年度に持ち越して使用する場合は「繰越制度」によって繰り越すことができる。  
基金は、事前の手続きを経ず次年度に使用できる。最終年度は、助成金額を精算し、未使用分は、返還しなければならない。
- (5) 取引業者に関するチェックの実施  
事務部門（社会・地域連携センター）は、取引業者の確認及び選定について確認する。
- (6) 物品確認の明確化  
物件の発注は、基本的には社会・地域連携センターで行う。検収は発注した全ての物件のうち、社会・地域連携センターから発注した物件は社会・地域連携センター、社会・地域連携センター担当課の2名で行う。研究者が直接発注した物件は、社会・地域連携センターにおいて、研究者と社会・地域連携センター担当課の2名で共に納品確認・検収を行う。  
役務契約に関わる事項も同様とする。但し、特殊な役務の検収は、分野

に精通した教職員の支援を得て実施する。有形の成果物がある場合は、成果物及び完了報告書等の履行が確認できる書類により、検収を行うとともに、必要に応じ抽出による事後チェックなどを含め、これに係る仕様書、作業工程などの詳細を、知識を有する発注者以外の知識を有する教員により検収を行う。成果物のない機器等の点検等の場合は、社会・地域連携センターが立ち合いする。

(7) 不正に係る情報の適切な伝達

不正に係る情報が、通報受付窓口又は不正防止委員会にあった場合は、受付担当者は、直ちにその情報を最高管理責任者まで報告するものとする。最高管理責任者は、その情報がもたらされた場合、速やかに不正防止委員会の委員長に調査を命じるものとする。

(8) 不正な取引に関与した業者への処分方針

取引業者は、誓約書を提出させる。誓約書に違反し、不正な取引が判明した場合、不正防止委員会で事実関係を究明し、厳正に処分するものとする。

(9) 不正発生要因（リスク）に対する対応

別紙第1「不正発生要因（リスク）に対する具体的対応」によるも、逐次見直しを実施する。

## 5 内部監査要領

(1) 内部監査体制の強化

最高管理責任者は、研究費の適正な執行を確保するため、経費の執行に関わらない事務職員及び当該補助金を受給していない教員を内部監査委員として任命し、1/4半期及び3/4半期に、経理面を含め内部監査を実施させるものとする。内部監査の結果については、最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及び不正防止委員会にその監査結果を報告するものとする。監査実施に当たっては、「監査計画」（別紙第2）及び「監査手順マニュアル」（別紙第3）により実施し、逐次見直しを実施する。

(2) リスクアプローチ監査の実施

ア 研究者の一部を対象に、当該研究者の旅費を一定期間分抽出して、先方に確認、出勤簿に照らし合わせるほか、出張の目的や概要について抜き打ちでヒアリングを行う。

イ 非常勤雇用者の一部を勤務実態についてヒアリングを行う。

- ウ 納品後の物品等の現物確認を行う。
  - エ 取引業者との帳簿の突合を行う。
- (3) 旅費の事実確認
- 研究者全員に対し、1 / 四半期及び3 / 四半期に旅費の事実確認を行う。打ち合わせ会の場合は、出張復命書に、相手方の所属、氏名、行動時間、場所、時間、協議案件名などを必ず記入することを求める。また、学会等の出席用務の場合は、大会参加証や当日配布される資料の一部などを添付するものとする。
- (4) 非常勤務者の雇用管理
- 年1回以上を基準に、雇用管理状況について、勤務内容、出勤状況等を確認する。
- (5) 臨時職員等の雇用管理
- 臨時職員の業務内容及び勤務時間を記入した勤務報告書（出勤簿）を確認する。
- (6) 謝金の事実確認
- 臨時職員本人が、業務終了後、出勤表を提出することとし、事務内容については臨時職員本人から直接、事実を確認する。また、勤務状況の事実確認を不定期に実施する。
- (7) 納品後の物品等の確認
- 納品された物品等を抽出的に監査する。この際、研究者、検収者を立ち合わせる。
- (8) 業者の帳簿の確認
- 半期1回を基準に、業者の帳簿と研究者の収支簿の突合により確認する。
- (9) 定期的なモニタリング
- ア 定期的にモニタリングを行いその結果を最高管理責任者に報告する。
  - イ モニターからの報告の結果、問題があった場合は、最高管理責任者は不正防止委員長に具体的に改善への取り組みを命じるものとする。
- (10) ルール違反防止のためのシステムや業務の有効性、効率性といった側面に対する監査は、不正防止委員会が兼務して実施する。
- 6 本不正防止計画をホームページで公開する。
- 7 本計画の見直し
- 不正発生要因の把握と検証を進めるとともに、文部科学省、独立行政法人

日本学術振興会からの情報提供や他の研究機関の対応等を参考に本計画の見直しを実施する。

#### 附 則

- 1 この計画は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この計画は、平成24年8月1日から施行する。
- 3 この計画は、平成25年8月9日から施行する。
- 4 この計画は、平成26年9月30日から施行する。
- 5 この計画は、平成27年4月1日から施行する。
- 6 この計画は、平成29年4月1日から施行する。
- 7 この計画は、平成31年4月1日から施行する。
- 8 この計画は、令和3年4月1日から施行する。